

# “先手を打つ” 相続支援！

～相続「発生前」支援で次世代との信頼関係を築く～

J A うつのみや 榊原 俊郎

## I. はじめに

## II. 現状と分析

## III. J Aのあるべき姿

## IV. 課題提起

## V. 解決策の提案

## VI. おわりに

### I. はじめに

私の実家は、父の代で廃業する。私も兄も家業を継がないからだ。それどころか、二人とも家を出てしまった。

実家は、隣の片田舎で米こうじの製造と卸売業を営んでいる。父は、今年で74才になり、そろそろ若いころと同じように働くことが厳しくなっているようだ。廃業はもう間近だろう。

父は随分昔から子どもに家を継がせるつもりはなかった。理由は沢山あったようだが、一番の理由は少子高齢化を起因とする過疎化だ。私の地元は過疎化が進み、生活機能を維持することが困難な状況になっている。つまり、J A風に言うと「安心して暮らせる豊かな地域社会」、それをこの地域は達成できないと父は以前から考えていたようである。

子どもたちに、そういった地域で生活させることを申し訳なく思っていた父は、何かにつけ「家は継がなくもいい、住みやすい地域に住みなさい。」と言っていた。おそらく私の父だけではなく、周りには同じ想いの大人が多くいた。それが更に過疎化を加速させていったように思う。住民にも諦められていた地域、それが私の地元だ。

前置きが長くなってしまったが、私はこのような地域を少しでも無くしたいと思っている。また、J Aにはそのような役割が求められているとも思っている。

私が所属しているJ Aうつのみや管内は、恵まれていることに、そのような危機的状況には陥っていない。しかし、家業である農業を次世代に繋げていくことに苦勞している組合員は多くいる。後継者問題は、当J A管内においても、私の地元と同じように、「家」「地域」の問題として存在しているのだ。すぐに過疎化が進むことは考えにくいだが、このままでは、遠くない未来にこの地域からも「豊かさ」が失われてしまう危険性は十分にあるのではないだろうか。

何の巡り合わせか、私が籍を置く資産管理課は、相続担当部署という位置付けになっている。この「相続」※1にはいわゆる「家業」を継ぐ「事業承継」※2そして「家」を守るた

めの「資産承継」も含まれている。つまり、ここまで述べてきた問題を解決するための方策について、主導し整備することが出来る部署なのである。

私は、本論文を通して、JAうつのみや管内が今後も「安心して暮らせる豊かな地域社会」であり続けるために、「事業・資産承継」を含む「相続支援業務」について提案をしていきたい。

※1.2 本論文において「相続」とは、亡くなった人の「財産及び事業等」の権利を、残された家族に引き継ぐことを指す。

また、「事業承継」は、現在の事業主から後継者へと「事業」を引き継ぐことを指す。

## II. 現状と分析

### 1. JAうつのみやの概況

JAうつのみやは、栃木県のほぼ中央に位置し、宇都宮市を中心に、上三川町、下野市の一部（旧南河内町）の2市1町を管内としている。宇都宮市は、栃木県の県庁所在地であり、人口は50万人を超える。また、中核市として指定されており、北関東最大の都市となっている。上三川町は、昭和40年代に日産自動車を誘致したことをきっかけに人口が急増し、農業を中心とした町から、田園工業の町となった。下野市の一部とは旧南河内町のことであり、同地域の西部には自治医科大学（自治医大の所在地は旧国分寺町）がある。東部には、鬼怒川・江川・田川等の河川が流れており、農村地帯が広がる米所でもある。

以上のような2市1町を抱える管内は、農業・工業・商業の調和のとれた地域と言える。

管内の農業については、米麦を基幹に、イチゴ・トマト・ニラなどの園芸作物や梨・リンゴなどの果樹、『宇都宮牛』を中心とした畜産などの複合経営が営まれ、人口50万人超の宇都宮市を抱える立地条件を生かし、都市近郊型農業が展開されている。

以上を踏まえ、管内地域について分析すると、「農業生産を主とする地域」と、市街化商業地帯を有し「資産運用を主とする地域」の二重構造となっていることが分かった。つまり、各地域の特色により様々な事業経営が営まれている地域だと言える。

### 2. JAうつのみやの現状

#### ●正組合員数の推移・年齢構成

下表1は、過去10年間の管内正組合員数の推移について示したものである。

また、下表2は令和6年度における正組合員の年齢構成について示したものだ。

表1：【正組合員数の推移】

年度	H26	R1	R6
正組合員数	12,053	11,341	10,414
H26対比	100%	94.10%	86.40%



表2：【正組合員の年齢構成】令和6年時点

年齢	～20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代～
正組合員数	26	143	495	1,301	2,674	3,896	2,149
構成率	0.20%	1.40%	4.80%	9.90%	25.70%	37.40%	20.60%

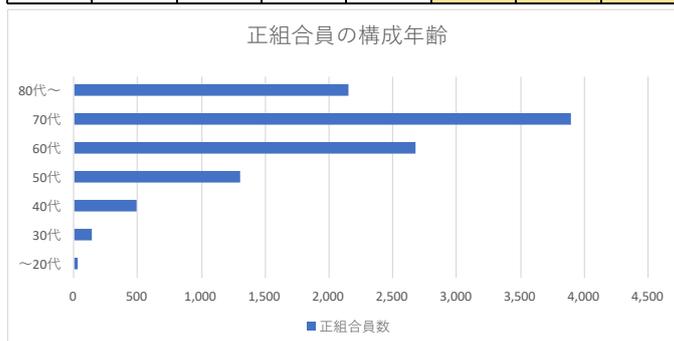


表1からは、過去10年で管内組合員が、1,639人減少していることが分かる。比率としては、13.6%もの減となる。参考までに日本の総人口数は過去10年で約3%の減とのことで、管内正組合員数の減少速度がいかに速いかが分かる。

表2では、正組合員の高齢化がはっきりと表れている。なんと60代以上の正組合員で構成率の84%をも占めているのだ。

つまり、当JA管内においても高齢化やそれに伴う農業者の減少は間違いなく進んでいる。これは、JAの経営上、非常に大きな問題だ。次世代にも、JAを利用し続けてもらうための対策を講じなければ、近い将来JAの経営は崩壊するであろう。

### ●事業利益の実績値とシミュレーション

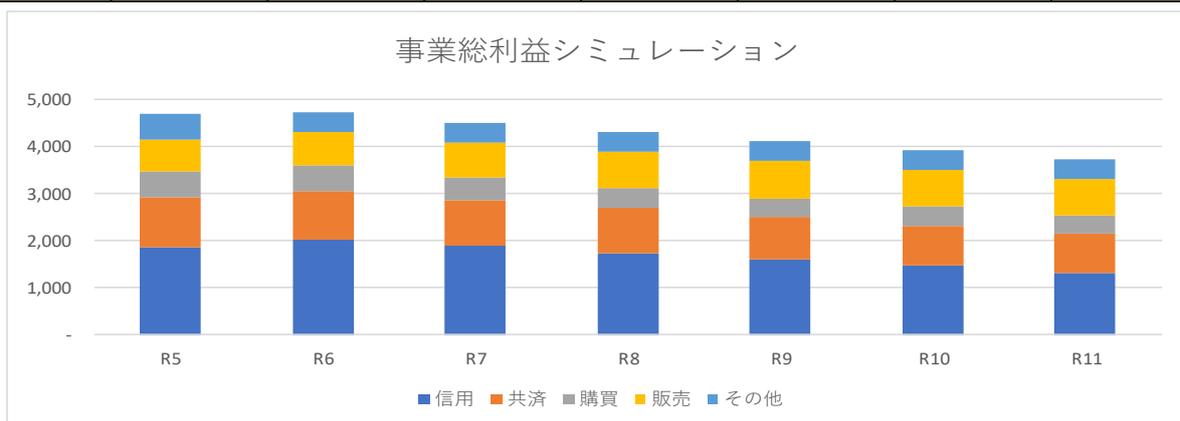
下表3は、令和5年および令和6年の事業利益の実績値と、今後5年間について機械的にシミュレーションした場合の推移が示されている。

事業総利益について、令和6年と令和11年を比較したときに9億8千万円の減となっている。特に信用共済部門の落ち込みが大きく同5年間で9億千3百万円の減として予測されている。これは、正組合員などのJA利用者が減少することで、営農経済部門だけでなく、信用共済部門へも多大な影響が及ぶことが示されたといっていいただろう。

表3：【事業利益の実績値とシミュレーション】

(単位：百万円)

	実績値		機械的シミュレーション				
	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
信用	1,877	2,026	1,884	1,742	1,602	1,464	1,327
共済	1,044	1,029	986	944	901	858	815
購買	537	535	488	441	394	394	394
販売	695	716	741	765	790	790	790
その他	544	419	419	419	419	419	419
<b>事業総利益</b>	<b>4,697</b>	<b>4,725</b>	<b>4,518</b>	<b>4,311</b>	<b>4,106</b>	<b>3,925</b>	<b>3,745</b>



### ●「正組合員数の推移・年齢構成」、「収支シミュレーション」からの分析

以上のデータから分析した結果、当JA管内でも高齢化が進んでいることや今後事業総利益が減少していくことが予測されていると分かった。

高齢化と事業総利益の減少についての相関性を推測すると以下の事例が考えられる。

- ・相続手続き時に、貯金を他行へ移されてしまった。
- ・息子の代になったら、系外出荷になってしまった。肥料農薬は、JA以外で購入するようになってしまった。
- ・先代が建てたアパート融資を、相続手続後、他行へ借り換えされてしまった。
- ・死亡共済金の受取り口座が他行となってしまった。

これらは、全て次世代との関係性が希薄だったことに起因して起こる流出だ。

つまり、次世代との関係性を出来るだけ早く構築しておかなければ、JAの組織基盤は危機的状況に陥ってしまうのだ。この問題については、特に危機感を持って立ち向かわなくてはならないだろう。

### Ⅲ. JAのあるべき姿

繰り返しになるが、前述の「Ⅱ. 現状と分析」からも分かるとおり、当JA管内でも組合員の高齢化は進んでおり、それは「地域」だけの問題ではなく「JAの組織基盤」にも影を落としている。

そのような中、「JAのあるべき姿」として次の3点を提示したい。

- ① 「安心して暮らせる豊かな地域社会」を存続させていくことの出来るJA
- ② 現役世代だけでなく次世代からも頼りにされるJA
- ③ 組織基盤が安定し地域を守ることのできるJA

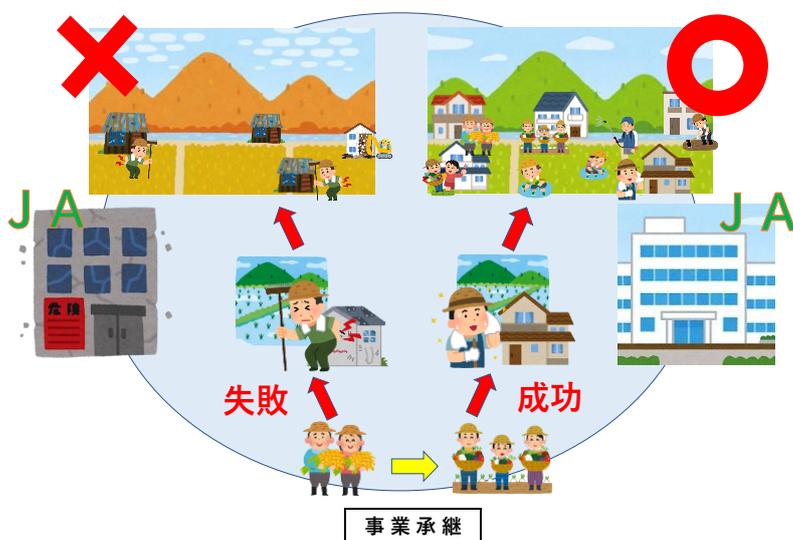
では、これらを達成するためには、何が必要となるのであろうか。

私は、組合員の「事業・資産」を、次世代へ繋いでいく相続支援業務こそが、それを達成するための重要な要素になると考える。「事業・資産」の承継を支援することは、組合員・利用者の「家」を守るだけではなく、JAとの信頼関係の構築にも貢献する。つまりJA利用者の流出防止の役割も果たすのだ。よって、各JAは効果的な相続支援を積極的に行う必要がある。

相続支援業務は、主に2つに分けられる。ひとつは生前に相続のための様々な準備をし

ておく相続「発生前」支援業務。もうひとつは、死後に、相続人に対してサポートをしていく相続「発生後」支援業務である。

この2つのうち、「事業・資産承継」等で効果を発揮するのは相続「発生前」支援業務だ。本論文の提案は、相続支援により「組合員の家を守る」ことで「地域の豊かさを存続」させ、ひいては「JAの組織基盤の安定」にも貢献できるものと言える。挑戦心を持って、実現に向け、取り組んでいきたい。



## IV. 課題提起

### 1. 意識的に“先手を打つ”行動が必要

では、当JAの現状はというと、相続支援体制が不十分なため、組合員の事業・資産承継についての支援が非効果的になっているように見受けられる。より正確に言うと、相続「発生前」支援体制が不十分となっている。このことにより、事業・資産承継を含む組合員へのサポートが後手後手となってしまっている印象がある。

私は、相続「発生前」支援業務は、「発生前」支援業務と比べ、組合員に対する積極的なアプローチが必要だと考えている。つまり、意識的に“先手を打つ”行動をしない限りは十分な効果は期待できないという事だ。

#### 当JAの問題点

- ・ 相続「発生前」支援体制が不十分
- ・ そのため、対応が後手後手になっており、次世代との信頼関係が希薄
- ・ そのため、JAの組織基盤が流出してしまっている

また、このような問題は、当JAだけでなく全国的に蔓延しているようだ。令和7年に「JA全国相談相続・資産支援チーム」から発行された『相続相談強化の手引き』の中で全国的に「事業・資産承継等と次世代への対応が不十分な状況で相続が発生することで、組合員の減少と事業基盤の流出」が見受けられると、言及されている。

加えて、それらを解決するためにJAグループ全国4連は、「JAグループ相続相談強化方針」を策定し、その中の一つとして「地域実態に応じた相続支援」を掲げた。「地域実態に応じた」という言い回しからも分かるよう、具体的な方策については各JAに委ねられた形となっている。



※上図：「相続相談強化の手引き」

### 2. 組合員の実態に応じた相続支援が必要

「地域実態に応じた相続支援」のため、JAうつのみや管内地域の実態を分析すると、「Ⅱ. 現状と分析」で述べたとおり、「農業生産を主とする地域と資産運用を主とする地域の二重構造となっている」ことが分かった。更に詳しく分析すると、「農業生産を主とする地域」の組合員であっても市街化区域にアパートを所有しているケースや、「資産運用を主とする地域」の組合員であっても農業を精力的に続けているケースなど、単純な二重構造ではなく、組合員や利用者によってその事業形態は様々だという事が分かった。

#### 【管内地域のイメージ】

- ・中心部は、市街化区域が主となり商業地区や高層ビルも建ち並んでいる。
- ・中心部から少し離れると、住宅地が形成され、不動産事業を営む組合員も多数いる。また、農地も点在している。
- ・さらに離れると、市街化調整区域（主に宇都宮環状線の外側）となり農地が広く存在している。



つまり、当JA管内については、「地域」ではなく、各組合員・利用者の「家」ごとに、事業形態等が異なっており、それぞれの組合員・利用者の実態に即した支援をしないことには、十分な効果が得られないということだ。

#### 実態に応じた相続支援の『例』、

- ①農業を営む世帯・・・営農部による事業承継支援等
  - ②不動産事業を営む世帯・・・金融部や資産管理課による相続支援
  - ③両方を営む世帯・・・営農部と金融部が協調した支援
  - ④資産家の場合・・・資産管理課による相続税対策
- 等、JA全体が連携して相続「発生前」支援をする必要がある。

そのためには、当JA管内地域の組合員・利用者について、事業形態や規模、資産等の多寡によりどのような支援が必要なのかを分析し、各組合員・利用者に応じた対応を実践する必要があるだろう。

また、各組合員・利用者に応じた支援を実施するためには、JA内での情報管理・共有や、部門を超えた協力体制も整備していかななくてはならない。

### 3. 課題提起まとめ

以上を踏まえ、当JAの課題として、以下の3点を提示する。

- ①組合員・利用者の実態に応じた相続支援が出来ていない。
- ②相続支援のための情報管理ツールが不足している。
- ③部門を超えた協力体制が整備されていない。

## V. 解決策の提案

前述の課題を解決するためには、相続支援業務、特に相続「発生前」支援業務により“先手を打つ”ことを意識した活動が重要である。では、当JA管内ではどのような支援業務で“先手を打つ”ことが効果的なのか。

ここまで述べてきたとおり、当JA管内は「各組合員・利用者ごとに、事業形態が異なる」ことから、「組合員・利用者について、事業形態や、資産の多寡等」その実態を捉えたうえで支援方法を策定していかなくてはならない。

それらを踏まえ、当課題の解決策として、以下の3点を提示したい。

### 1. 組合員・利用者の実態に応じた相続支援で“先手を打つ”

相続「発生前」支援業務とは、具体的には以下の5つである。

- ①農業の事業承継支援・・・営農部
- ②不動産の事業承継支援・・・金融部、資産管理課
- ③相続税対策・・・・・・・・金融部、資産管理課
- ④遺言作成支援・・・・・・・・資産管理課
- ⑤次世代との関係性構築・・・・全職員

これら5項目について、各組合員世帯が必要とする支援を洗い出し、実践していくことが必要となる。また事業形態等によって必要となる支援の優先順位も異なることが想定されるため、下表4で示したものを参考として欲しい。

表4：優先順位表

		相続支援業務			
		①②事業承継支援	③相続税対策	④遺言作成支援	⑤次世代との関係性構築
事業形態	農業	◎	○	△	◎
	不動産	○	◎	○	◎
	農業＋不動産	◎	◎	○	◎
	その他	△	○	△	○
資産	貯金大口先	△	◎	○	◎
	市街化区域に土地所有	△	◎	○	○

※◎○△で優先順位が高い

#### ①農業の事業承継支援【担当部署：営農部、資産管理課】

農業を営んでいる場合は、事業承継が行われているかが最重要課題となる。その点に注目したうえで、以下のフローチャート（図1）により必要な支援を決定する。

図1【農業承継フォローアップフロー】

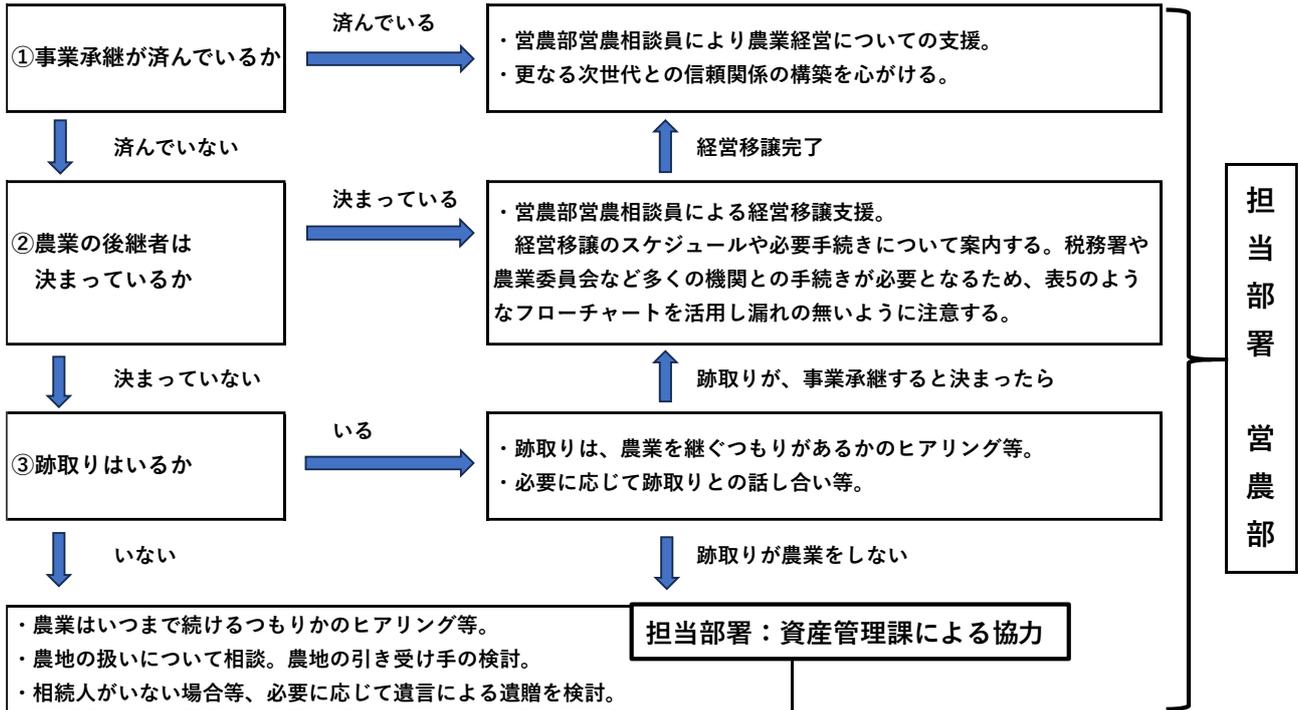


図1からも分かるように、農業の事業承継についての支援部署は営農部が中心となる。JAの役割として最も期待される支援事業となるため、特に積極的なアプローチを要する。具体的な支援方法については、下表5を参照してほしい。表5からも分かるように、必要な手続きは多岐に渡る。これらの手続きを適切に支援することで、次世代との信頼関係の構築にも大きく貢献するであろう。

表5：事業承継フロー

経営の移譲	使用貸借	贈与		提出先
		一部贈与	生前一括贈与	
1ヶ月以内	(1) 認定農業者 ① 計画認定申請 ■ 農業経営改善計画			市町村
1ヶ月以内	(2) 事業の廃止・開始	① 事業の廃止手続き ● 個人事業の廃業届、● 事業廃止届		税務署
		② 事業の開始手続き ■ 個人事業の廃業届		
	(3) 従業員の労働	① 労災保険手続き ● 事業終了時保険料申告、■ 保険関係成立		労基署
速やかに		② 雇用保険手続き ● 事業所廃止、■ 適用事業所設置、資格取得		ハローワーク
		③ 社会保険手続き ● 全額、資格喪失、■ 新規適用、資格取得		年金事務所
	(4) 農地等の権利移動と登記	① 農地の権利移動 ▲ 農地法3条許可	② 土地・建物の登記 ▲ 所有権移転登記	農業委員会 法務局
3/15まで	(5) 農業経営に変わる名義変更等	① JA組合員 ■ 正組合員加入、▲ 出資金持分の移譲 ● 准組合員への移行、▲ その他名義変更		JA
		② 農業者年金 ● 受給手続き ■ 加入申込		JA 農業委員会
		③ 農業共済その他 ● 共済名義変更、■ 共済加入申込 ▲ 補助金、助成金の名義変更 ▲ 土地改良区、集落営農組合等の名義変更		各団体
3月末まで	(6) 所得税手続、所得税・消費税申告	① 承継者の所得税関係手続き (3/15まで or 2ヶ月以内)	② 移譲者の所得税申告 ● 確定申告	税務署
翌年の3/15まで	(7) 交付金の申請	① 承継者の所得稅申告 ■ 確定申告	② 贈与税の申告 ■ 贈与税の申告	地域農業再生協議会 税務署
	(8) 承継者の所得税・贈与税申告	① 承継者の所得稅申告 ■ 確定申告	② 贈与税の申告 ■ 贈与税の申告 ■ 相続時精算課税 ■ 納税猶予の適用	税務署
課税対象となったとき	(9) 消費税の手続き・申告	① 課税事業者の手続き (事業年度終了日まで) ■ 消費税課税事業者届出 ■ 届出期限変更選択	② 消費税の申告(3月末まで) ■ 確定申告	税務署
			納税猶予の継続	税務署

※左表5は、営農相談員が事業承継をサポートする際に使用しているフローチャートである。

- ①先代の事業廃止と後継者の事業開始手続き
- ②労務関係、農地の権利移動、農業経営に関わる名義変更、所得税手続
- ③後継者の経営等に関する手続きとして、税金等の申告
- ④農地等の資産承継方法につき、使用貸借または贈与にするかに応じた手続き等がある。

先代の死亡後に事業承継する場合、このような多岐に渡る手続きと、相続の手続きを並行して行うこととなり、負担が更に大きくなってしまふ。

やはり事業承継は、“元気うちに”進めておくに限る。

## ②不動産業の事業承継支援【担当部署：金融部、資産管理課】

不動産業を営んでいる場合の事業承継については、以下の6点に注意する必要がある。

注 意 点	支 援 内 容
①不動産物件の築年数	建て直しや大規模修繕などを考慮の上、事業承継の計画を立てる。建て直し・大規模修繕には大きな費用が必要となるので、事業承継前に行い、相続資産を減らす等、計画的に行わなくてはならない。
②アパート入居率	入居率が悪い物件のみを相続すると、経営難に陥る。入居率が低い原因を分析し、改善策の検討が必要である。
③不動産建築資金の借入状況	借入金がある場合は、残高や、年間返済額を把握しておく必要がある。また、抵当権が設定されている不動産についても整理が必要である。
④相続税対策としてのアパート建設	アパート建築により、相続資産評価額を減らし、相続税を抑えることが出来る。しかし、アパート建築にはリスクも伴うため、JAがアドバイザーと一緒に考えてあげることも必要だ。
⑤物件の売却	不動産業を営んでいる場合、相続税額も多額になる恐れがある。場合によっては、事前に売却等を行い、納税資金を準備する必要がある。
⑥後継者の不動産経営経験	後継者の不動産経営経験が不足している場合は、JAが良き相談者としてサポートする必要がある。特に最近では、住宅メーカーの営業が無理のある経営計画でアパート建築を勧めてくるケースも見受けられるので、何かあったらJAに相談してもらえるような関係性を築いておくことが大切だ。

上記の内容からも分かるように、不動産業は融資事業と切り離すことはできない。融資部門を中心とした金融部、それに加え資産管理課が連携した上で支援をすべきだ。また、不動産業を営んでいる世帯は、JAの組織基盤上も、流出を防止しなくてはならない先である。早期から次世代との信頼関係を構築しておくことが必要となる。

加えて、JAに融資残高がある場合には、回収不能に陥らないよう、現役世代から次世代への事業承継の際には、経営状況や担保物件の確認を徹底しなくてはならない。

不動産業を営んでいる場合、後述の③相続税対策が必要となる場合がほとんどだ。こちらについても併せて支援をしていく必要がある。

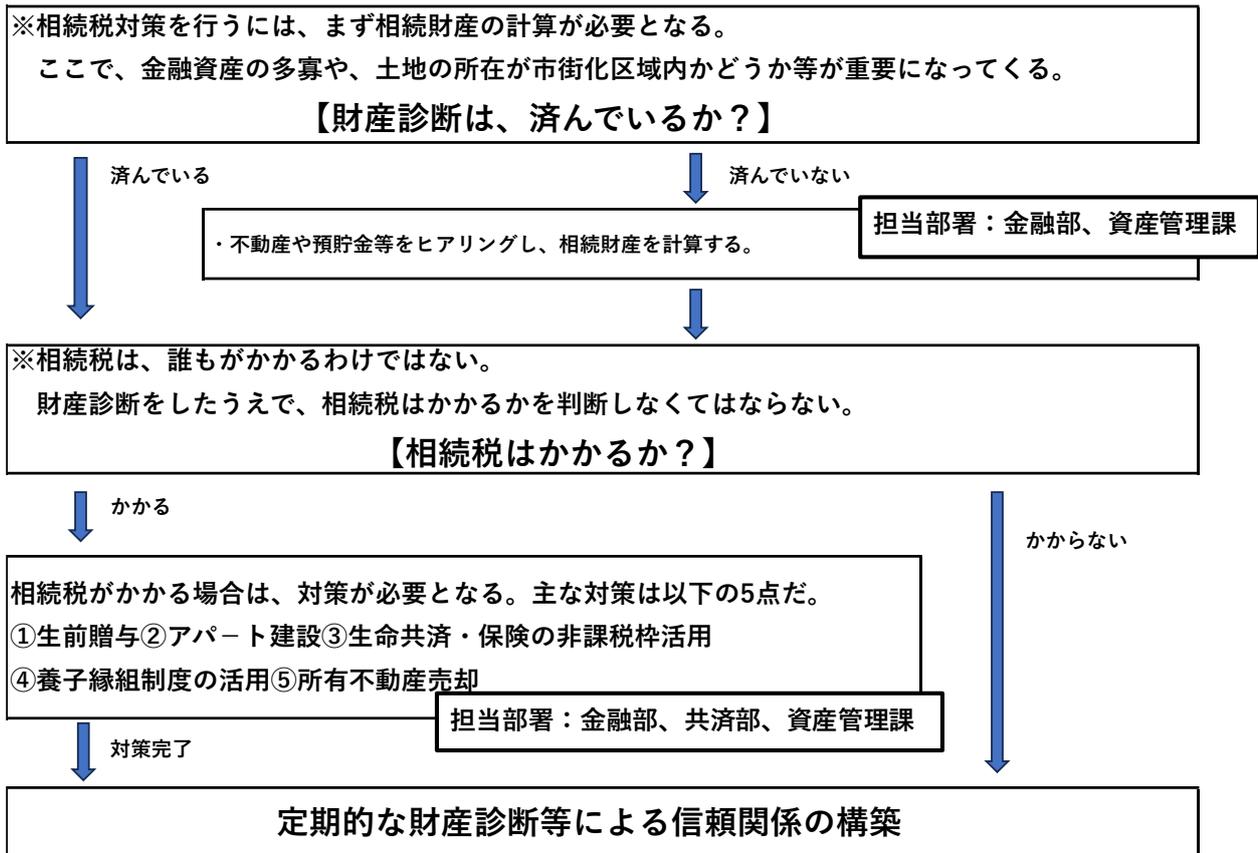
## ③相続税対策【担当部署：金融部、共済部、資産管理課】

相続税対策は、相続「発生前」支援業務として、最も代表的なものだ。当JA管内の大きな特徴としてあげられる不動産業を営む様な「都市部に土地を所有する組合員」については、不動産だけで数億円の資産となるケースもある。

また、調整地域であっても山林や農地だけで不動産評価が1億円を超えるような組合員もいる。農家であっても相続税の課税対象になる恐れは多分にあるのだ。

よって、以下のフローチャート（図2）により適切な支援を実施していく必要がある。

図2【相続税対策支援フロー】



相続税対策は、組合員の資産を守る・承継することに直結する支援業務である。特に、相続が発生してからの対策になってしまうと、納税資金準備のために不動産を安価で手放すという事態にも陥りかねない。

また、貯金残高が大口の先については、流出防止の観点からも、早めの声掛けが必要となるであろう。

#### ④遺言作成支援【担当部署：金融部、資産管理課】

遺言作成支援が必要かどうかについては、以下の4項目に当てはまるかどうかで判断するのが良いだろう。

- ア：相続のトラブル等、長期化が予見される
- イ：相続人で連絡の取れない人がいる
- ウ：相続人以外に、遺産を渡したい人がいる
- エ：自分の意思で、遺産の分けかたを決めたい

以上ア～エに1つでも該当した場合には、遺言作成の手続きについて支援を行うべきである。

遺言を作成しておくことにより、相続発生後の手続きをスムーズに進めることが出来る。特に上記アやイに当てはまるケースでは相続自体が進まず、事業や資産の承継が困難にな

るというリスクを伴う。「家」を存続させていくためにも有用なツールであることから、必要に応じて作成支援を行わなくてはならない。

#### ⑤次世代との関係性構築【担当部署：全職員】

次世代との関係性構築は、相続「発生前」支援の肝と言える。

信頼関係を築くことで、「頼りにされるJA」になることが出来る。組合員にとっても「何かと頼りになるJA」が近くにあれば、その「地域」で暮らしていくときの大きな安心材料になるであろう。

また、次世代に渡ってJAの様々なサービスを引き続き利用してもらえること等、組織基盤の流出を防ぐ大きな効果が期待できる。

では、信頼関係を築くためには、どのような活動が必要なのだろうか。基本的には、上記①～④の業務について、「丁寧に適切に」支援することで、信頼関係は生まれてくると考えられる。そして、「丁寧に適切に」支援するためのツールとして、後述の提案「2. 相続相談カルテの活用」が有用であると考えている。

## 2. 相続相談カルテの活用で“先手を打つ”

前述の「1. 組合員・利用者の実態に応じた相続支援」を「丁寧に適切に」実行するために、ヒアリングシートとして共通の様式：「相続相談カルテ」の活用を提案したい。

ここまで述べてきた内容からも分かるとおり、相続支援を適切に行うためには、相談者の実態について詳細に把握する必要がある。また、各相談者によって重点的に支援するポイントも異なり、その支援を主導する部署も変わってくる。それらを整理するためには、JAとして共通の様式が必要となるであろう。

### 【相続相談カルテ】の効果

- ・ 当該組合員に必要な支援をもれなくチェック！
- ・ 支援部署と担当者を明確にできる！
- ・ 支援状況の進捗管理ができる！

図3として相続相談カルテの案を提示した。このカルテを使用することで、相談者の事業形態や資産の多寡を把握できるような作りとなっている。また、それぞれの支援をどの部署が実施するかについても整理できるような様式としており、この用紙をそのまま、依頼書として使用することができる。

この様式を用い、相談者が“元気うちに”一緒に相続について考えてあげることで、“先手を打つ”支援を実施することができるだろう。

図3：相続相談カルテ

**相続相談カルテ**

相談者 **奥協太郎** 性別 **男** 生年月日 **昭和27.1.1**  
 住所 **〒100-0001 東京都千代田区千代田 2-1-1**

【相続関係図】

```

    奥協太郎
    /   |   \
    奥協美子 奥協耕作 奥協牛男
    /   |   \
    奥協美子 奥協耕作 奥協牛男
    
```

相続税基礎控除 3,000万+600万×(相続人4人) = **5,400** 万円

チェックリスト

① 農業を営んでいますか？  
 農業を営んでいる場合は、生産物、規模等について記入。  
 (有) 無 (米 2ha)

①-2 事業承継は済んでいますか？  
 済んでいない場合は、今後の予定やお困りごとなどを記入。  
 (有) 無 (米)

①-3 後継者はいますか？  
 後継者の有無や、農業についての今後の予定を聞き取り願います。  
 (有) 無 (長男の牛男に継いでほしい)

② 不動産を営んでいますか？  
 不動産を営んでいる場合は、建物種別や不動産収入について記入。  
 (有) 無 (アパート3棟、年収1,300万円)

③ 土地の所在？  
 所有している土地の面積や地目を記入。  
 市街化区域 (宅地 1,000㎡) 調整区域 (田 2ha)

④ 預貯金はいくらありますか？また、借入金がありますか？  
 JA以外の金融機関も含め、預貯金・借入金の額を記入。  
 預貯金：JA 3,000万 円、銀行 円  
 借入金：JA 円、銀行 円

⑤ 死亡共済金・保険金（共済・保険積立金）はありますか？  
 JA以外の共済・保険も含め、契約金額を記入。  
 死亡共済金・保険金：JA共済生命 3,000万 円、生命 円  
 共済解約返戻金： 円、保険積立金 円

【主な支援内容】	【依頼部署・担当者】	【備考】
事業承継	営農課 営農相談員	
農地の貸い		
相続税対策	営農課 営農相談員	
遺言作成	営農課 営農相談員	
相続手続き案内		
その他		

受付部署	資産管理課	支援部署	資産管理課
営農課	営農課	営農課	営農課

※右図3の相続相談カルテにより、JA内での情報共有を図りたい。  
 このカルテは、  
 ①農業の事業承継についてのヒアリング  
 ②不動産の有無  
 ③土地の所在  
 ④金融資産の多寡 etc.  
 について、相談者の「実態」について分析・整理するためのシートである。

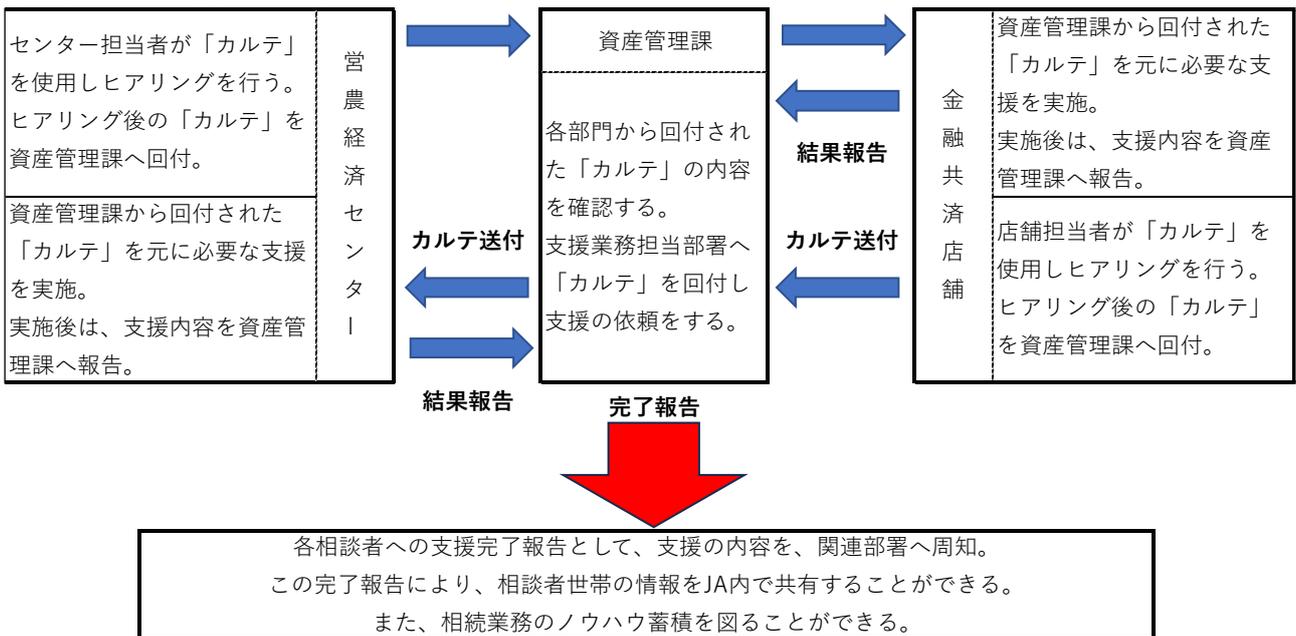
### 3. 部門を超えた協力体制で“先手を打つ”

では、「相続相談カルテ」は、様式を作成しただけで、適切な運用が可能なのであろうか。実際には、様式を作成しただけでは、適切な運用など不可能であろう。この様式が効果を発揮するためには、前提としてJA内の各部門が相続支援のために協力体制を整備していることが必要となる。

協力体制の整備といっても大それた機構改革などは必要ないだろう。業務フローを整備し、情報共有することで、体制は改善されると考えている。

図4が協力体制のイメージだ。このように、相続担当部署である資産管理課が「営農経済部門」と、「金融共済部門」の橋渡し役を担うことで情報共有がスムーズになる。

図4（協力体制のためのフロー）



相続支援は、JA全体が協力して実施していかなくてはならない業務である。なぜならば、JAは「組合員の営農と生活を守る」ために「総合事業」を提供しているからだ。つまり、事業承継「だけ」の支援であってはならないし、相続税対策「だけ」、貯金や共済の手続き「だけ」であってはならないのだ。現役世代が次世代に遺すもの全てを支援してこそ、「総合事業」と謳えるのではないだろうか。

「ゆりかごから墓場まで」という有名な言葉がある。もともとは、社会保障制度の充実を形容する言葉で、「生まれてから死ぬまで安心」であることを表現したスローガンだ。JAの相続支援は、“先手を打って”“元気なうちに”行うことで「墓場の先までの安心」を提供することが出来る。それこそが「安心して暮らせる豊かな地域社会」の存続、そして「JAの組織基盤」の安定への礎となるのではないだろうか。

## VI. おわりに

本論文を書き進めている最中、一冊の本を思い出した。有賀喜左衛門の『日本の家族』という本だ。学生時代に読んだ本なので、詳細はあまり覚えていなかったが、ひどく懐かしい気持ちになった。内容的にも本論文に関するものだと思ったので、インターネットで調べてみると、何と近くの図書館に所蔵されているとのことだ。

論文の作成に行き詰っていたこともあり、そそくさと図書館に足を運び、『日本の家族』を手にとった。20年ぶりに読むその本は、今読んでも興味深いものであった。

有賀は、家は「家産や家業の運営の集団で、社会における生活の単位なので、成員の生死を越えて連続することを目標」としていると論じている。やはり、相続によって次世代へ「事業や資産」を繋いでいくことは当然に重要なことなのだと改めて感じた。

超高齢社会となった今、相続支援体制の強化は早急の課題である。そして、その課題を解決し、管内の「豊かさ」を存続させなくては、「JAの組織基盤」の安定を図ることはできないのだ。

「地域」の未来と「JA」の未来は、不可分であることを再認識し、今後も業務に励んでいきたい。

### 【参考文献および参考資料】

『第27回 通常総代会資料』 JAうつのみや

『JAうつのみやの現況』(H26～R6) JAうつのみや

「JAうつのみやホームページ」

「JAうつのみや収支シミュレーション」

『相続相談強化の手引き』 JA全国相続相談・資産支援チーム

『JAまちづくり資産管理情報』 JA全中

『日本の家族』 有賀喜左衛門 至文堂